

下関市監査委員公表第4号
平成31年3月15日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	小野雅弘
同	大賀一慶
同	関谷博
同	亀田博

記

1 監査の対象

福祉部

長寿支援課、障害者支援課

こども未来部

子育て政策課

2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年10月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年12月1日から平成31年2月12日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

福祉部長寿支援課について

(1) ふれあいプラザの管理運営に関する基本協定書第24条第1項において規定する年間事業計画書の取扱いについて、以下の事項が見受けられたので、適正に事務処理されたい。

ア 市は指定管理者に対し書面による承認を行っていなかったため、同基本協定書第55条第1項の規定に基づく事務処理を行われたい。

イ 翌年度の年間事業計画書について、「平成30年度分の指定管理者からの提出日」及び「当該計画書承認に係る伺文書の起案日」が平成30年4月1日となっていた。しかしながら、平成30年度分の年間事業計画書を平成30年度の初日に提出させ、承認した場合には、指定管理者が作成した年間事業計画書を審査して市の意見等を述べるいとまもなく、また、指定管理者の年間事業計画書に対応した予算措置も不可能である。指定管理者が提出した年間事業計画書を市が確認し、適切に予算措置等ができる時期に提出させるよう改められたい。

福祉部障害者支援課について

(1) 「補装具費の支給決定」及び「日常生活用具の給付決定」に係る決裁文書の取扱いが不適切であった。支給決定や給付決定にあたっては、起案用紙に支給申請書、支給決定通知書、支給券等の書類が決定の内容として添付され、決裁されていた。その後、支

給決定や給付決定の決裁文書は分解され、添付されていた書類（支給申請書、支給決定通知書、支給券等）は、支給や給付の条件が整った申請者ごとに、支払いの文書の添付書類として順次利用され、支払い文書の一式として保管されていた。支給決定や給付決定の決裁文書は、最終的に決裁印が押された起案用紙のみとなり、決定の内容が確認できなくなっていた。適正に事務処理されたい。

（２）軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成に係る事務処理が、次のとおり下関市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に沿っていなかった。要綱に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 要綱第７条では、助成券を申請者に渡すよう規定されているが、補聴器業者に渡していた。

イ 要綱第１０条第１項では、助成額の支払は、補聴器業者に全額を支払った申請者に対して、公費負担分の助成額を交付する方法を原則とする旨が規定されているが、実際は、補聴器業者に対して、申請者からの自己負担分のみを受領し、残額を申請者から委任を受けて市に請求するよう指示しており、代理受領が前提となっていた。

以上